

第25回 南アフリカのアンチダンピング法制 (下)

小林 友彦

経済産業省通商機構部参事官補佐

3. アンチダンピング措置の発動状況

すでに指摘されているように、各国のアンチダンピング措置の発動状況の「数え方」は容易ではない¹。特に南アの場合、発動状況を調査する際に以下のような問題がある。第一に、一九九二年以前にはアンチダンピング措置と補助金相殺措置とが区別されていなかった(上述 1. f. (2)②)。また、アンチダンピング措置と同様の機能を果たす他の種類の措置(フォーミュラ・デューティなど²)が並存し、発動の容易さからそれら他の措置の方が頻繁に利用された時期がある。それゆえ、対象とするアンチダンピング措置自体が明白ではない。第二に、二〇〇三年以前はアンチダンピング手続を定める実施規則が非公式であり、アンチダンピング措置の発動または公示の方法も同様ではなかった³。調査を取り止めた案件については報告書が作成されないこともあった⁴。それゆえ、公式文書はもとより、BTI/BTTの内部においても網羅的な公式リストが存在しない。第三に、東京ラウンドのアンチダンピング・コードに加入しなかったため⁵、一九九四年まではGATTの公式文書にも網羅的な記録がない。

こうした難点があるものの、一九九五年以降は制度上の問題点が改善された上、少なくともアンチダンピング措置に関しては忠実にWTO

への通報を行っている。また、政府関係者らの手になる信頼しうる資料も存在する⁶。それゆえ、本稿の以下の表1から表3は、南ア準備銀行(SARS)、通産省(DTI)、担当行政委員会(BTI/BTT/ITAC)およびWTOの資料をこれらの研究成果によって補充しつつ数値を算出した。

a 一九九〇年代の発動状況

(1) 一九九〇年代後半を頂点とする急激な増加
南アにおけるアンチダンピング措置の申請件数は一九九〇年代前半から急激に増大した⁷。アンチダンピング措置と補助金相殺措置とが区分された一九九二年から見ると、二〇〇一年十月までに一二八件の調査を行い、一〇八件についてアンチダンピング措置を発動した(後掲表1)⁸。国ごとの輸入額の違いを考慮に入れると、米国の二〇倍の頻度でアンチダンピング調査を行ったことになる⁹。その結果として、一九九五年以降は世界で最も頻繁にアンチダンピング措置を発動するWTO加盟国のひとつとなった¹⁰。また、申請に対するBTIによる認容率も、九〇年代前半に約四〇%であったものが九〇年代後半には六〇%を超えるまでに高まった¹¹。

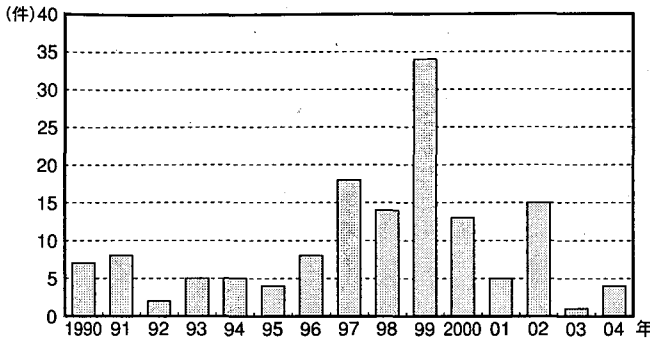
WTO協定が発効した一九九五年一月以降で見ると、南アは二〇〇四年六月末までに二〇〇以上の産品に対する一二四件の確定アンチダン

ピング措置を発動した¹²。二〇〇四年六月末時点で八三件の確定アンチダンピング措置が発動中である¹³。二〇〇三年六月末時点で、WTOに通報された全加盟国のアンチダンピング措置発動件数の合計一三三三件のうち、米国(二一%)、インド(二六%)、EC(一五%)に次ぎカナダと並んで南アは七%を占める¹⁴。

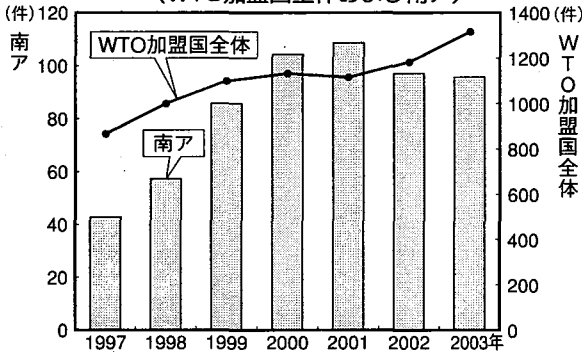
(2) 近年の減少傾向

一九九九年を境にして申請件数が減少したことに伴って、その後は各年の発動件数も減少傾

■表1 南アが新規に発動したAD措置件数



■表2 発動中のAD措置件数 (WTO加盟国全体および南ア)



向にあり(後掲表1参照)、発動中の総件数も減少している(後掲表2)¹⁵。とはいえ、一九九六年末時点で発動中の措置が三五件であったことと比べると¹⁶、一九九〇年代後半に再び積極的な運用をしたことが分かる(一九八〇年代までの発動状況については後述b参照)。二〇〇三年六月に業務を開始したITACも、二〇〇四年二月までに十三件のアンチダンピング調査を終え¹⁷、同年六月末までに一〇件の確定アンチダンピング税を賦課した。

なお、一九九〇年代のアンチダンピング措置

の対象産品の約八四%は、卑金属、繊維・衣料、紙パルプ、化学品などに集中していた¹⁸。措置の対象の大半は、中国および経済移行国からの輸入であった¹⁹。二〇〇一年以降は、中国(約二〇%)に続いてインド(約一%)およびドイツ(約九%)からの輸入に対する措置が多い²⁰。

b 一九八〇年代までの発動状況

まず概観すると、南アでは一九二〇年代から頻繁にアンチダンピング措置が利用されており、世界でも有数の発動経験を持つ。一九二一〜四七年の間に九五件、一九四八〜五八年の間に二一件、一九五九〜七五年の間に二七五件、一九七五〜九一年の間に二一三件のアンチダンピング調査(補助金相殺措置に関する調査を一割程度含む)がなされたという²¹。

第二次世界大戦の影響により貿易が混乱した一九四〇年代と経済制裁の影響により輸入の減少が深刻化した一九七〇年代を除いて、一九八〇年代まで継続的に多数のアンチダンピング措置を発動したといえる。アンチダンピング措置の運用については他のGATT締約国から懸念が表明されることもあった²²。なお、調査の後に確定アンチダンピング措置を発動した割合は、概算して四割程度と見られる。

(1) 一九二〇〜三〇年代

一九二一年に豪州産小麦に対して初めて発動されて以来²³、一九二〇年代には三〇件以上²⁴、一九三〇年代には四〇件以上のアンチダンピング措置が発動された²⁵。主たる発動対象は日本製品であった²⁶。BTIは主要な国内産業を保護する目的で裁量を柔軟に行使しつつ認定を行い、国際カルテルの設定した国内価格よりも低

い価格で輸入したことがダンピングに当たると判断した例さえある²⁷。

(2) 一九五〇～六〇年代

一九五〇年代において、南アは約三〇〇件の申請にもとづいて約八〇件のアンチダンピング措置を発動し、世界最多の発動国と目された²⁸。一九五八年五月時点で三八件のアンチダンピング措置が発動中であり²⁹、それに続くオーストラリア（九件）や米国（二件）を大きく引き離していた。さらに一九五九年末までに二六件のアンチダンピング措置が発動され、一九六〇年代も七〇件強の措置が発動された。

(3) 一九七〇～八〇年代

一九七〇年代以降は、政治的孤立が強まる中で貿易量も激減した。また、関税引上げやフォーミュラ・デーティの方が利用しやすかったため³⁰、アンチダンピング措置の申請数自体が少なく³¹、調査・発動件数も少なかった³²。南ア政府によれば、一九八〇～九二年までに限ると一九件の申請にもとづき八件の確定アンチダンピング税を課すにとどまった³³。

4. WTO協定との適合性

一九八〇年代まで、南アのアンチダンピング制度のGATTとの適合性について問題とされたことはほとんどなかった。フォーミュラ・デ

ューティを徐々に適用停止する代わりに透明性の高いアンチダンピング制度を整備して利用していく方針を一九九〇年代初頭に南アが示した³⁴。しかし、九〇年代後半以降に活発にアンチダンピング措置を発動したことに對しては、他のWTO加盟国からしばしば問題として取り上げられてきた³⁵。

それゆえまず一九九〇年代以降のアンチダンピング制度の運用動向についてWTO協定との適合性を分析し、続いて、二〇〇二年に改正された現行法制度のWTO協定との適合性を分析する。

a 運用の適合性

(1) 運用動向の評価

南アは、一九八〇年代後半からは保護主義的な政策を大幅に転換し、貿易自由化を含むGATT体制への誠実なコミットメントを進めた（上述1. f. (2)）。ウルグアイラウンド以前（上述1. f. (2)）。ウルグアイラウンド以前は一七%にとどまっていた関税譲許の範囲は一九九〇年の暫定オファーによって五〇%を超え、最終合意時には九八%にまで急速に上昇した。関税引下げ率も三〇%を超えた³⁶。

その一方で、一九九〇年代初めから非常に活発にアンチダンピング措置が発動され、WTO協定後の一九九〇年代後半にさらに増加した（上述3. a. (1)）。これには、複合的な要因

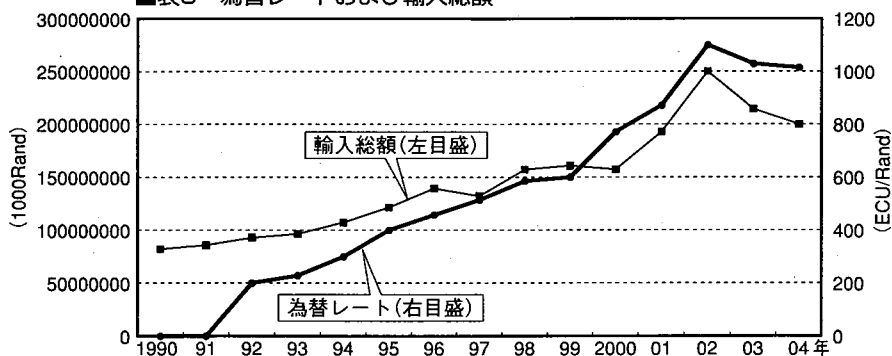
が作用している。

第一に、措置数の増加には、申請数の増加も影響している³⁷。アンチダンピング類似の他の制度による保護を廃止する一方で政府はWTO協定と適合的な貿易救済制度としてアンチダンピング制度を重視しており³⁸、国内産業にとってもアンチダンピング制度を利用する誘引が再び強まったと見られる³⁹。たしかにBTI/BTTは伝統的に産業界からのロビイングの影響を受けやすく⁴⁰、今日のITACも法執行における広い裁量行使しうるため⁴¹、一九九二年改正以降に行政の裁量権が増したことが濫用的な運用を招いたとする見解もある⁴²。しかし、近年において認容率が上昇したといっても（上述3. a. (1)）、アンチダンピング措置を発動している諸国の平均値をやや上回る程度である⁴³。

第二に、経済的要因も働いていると考えられる。対南ア制裁の解除と関税引き下げによる貿易量の増大に伴って、ダンピング輸入も増大した可能性がある⁴⁴。この点、輸入量の増加幅や為替レートの上昇と比較すると⁴⁵、アンチダンピング措置の増加幅は大きくないという指摘がある（後掲表3と前掲表2の棒グラフとを対照）⁴⁶。この説明は、WTO加盟国全体のアンチダンピング措置件数が増加を続けているのに對して南アでは二〇〇一年以降アンチダンピング申請・措置ともに減少していることも符合する（前掲表2参照）。

第三に、WTO協定発効後も整備されなかったセーフガード制度(1. e. (2)の代わりに構造調整の補完策として機能していたと見る余地がある47。一九九〇年代のアンチダンピング措置の大部分を占めた産品は(上述3. a.

表3 為替レートおよび輸入総額



①GATT期
一九四七年GATTの下では、南アのアンチダンピング措置のGATT適合性について公式から数年間にわたって、香港からの抗議に応じたGATT六条との適合性について非公式に協議した例がある51。香港は、南アが低価格の輸入製品から国内産業を守る目的で構成価額を不

(2)WTO紛争案件の評価
次に、個別のアンチダンピング措置のWTO協定適合性について分析する。特に、WTO紛争処理手続における取扱いに注目する。

②WTO期
二〇〇四年末までの時点で、南アの個別のアンチダンピング措置が他のWTO加盟国からアンチダンピング理事会で質疑の対象とされたのは九件であり54、WTO紛争処理手続にまで付託されたのは以下の二件である。いずれも協議段階で決着した。

第一に、トルコ産ブランケットの迂回防止措置に関する案件(WT/DS168)では、一九九九年に賦課された同産品に対して課されたアンチダンピング税の迂回防止措置の認定手続が争点となった。トルコ政府は、二〇〇一年に発動された迂回防止措置について、その調査段階でトルコ政府に適切な通知がなされなかったのがアンチダンピング協定第五・五条違反だとして55、WTO紛争処理了解にもとづく協議要請を行ったのである56。これと並行して、トルコ政府は南ア国内法に基づきITACに不服申立てを行った。本件で通知がなされなかったのは政治的な判断が働いたためであり、ITACもトルコ政府の主張を認容していったん措置を撤

当に高く算定してアンチダンピング措置を発動したことがGATT六条に反すると英国を通じて抗議した52。しかし、政治的配慮から香港が問題を表面化させないことにし53、紛争はその後収束した。
東京ラウンドのアンチダンピング・コードには未加入であったため、紛争処理手続にも乗らなかった。

②WTO期
二〇〇四年末までの時点で、南アの個別のアンチダンピング措置が他のWTO加盟国からアンチダンピング理事会で質疑の対象とされたのは九件であり54、WTO紛争処理手続にまで付託されたのは以下の二件である。いずれも協議段階で決着した。

第一に、トルコ産ブランケットの迂回防止措置に関する案件(WT/DS168)では、一九九九年に賦課された同産品に対して課されたアンチダンピング税の迂回防止措置の認定手続が争点となった。トルコ政府は、二〇〇一年に発動された迂回防止措置について、その調査段階でトルコ政府に適切な通知がなされなかったのがアンチダンピング協定第五・五条違反だとして55、WTO紛争処理了解にもとづく協議要請を行ったのである56。これと並行して、トルコ政府は南ア国内法に基づきITACに不服申立てを行った。本件で通知がなされなかったのは政治的な判断が働いたためであり、ITACもトルコ政府の主張を認容していったん措置を撤

当に高く算定してアンチダンピング措置を発動したことがGATT六条に反すると英国を通じて抗議した52。しかし、政治的配慮から香港が問題を表面化させないことにし53、紛争はその後収束した。
東京ラウンドのアンチダンピング・コードには未加入であったため、紛争処理手続にも乗らなかった。

②WTO期
二〇〇四年末までの時点で、南アの個別のアンチダンピング措置が他のWTO加盟国からアンチダンピング理事会で質疑の対象とされたのは九件であり54、WTO紛争処理手続にまで付託されたのは以下の二件である。いずれも協議段階で決着した。

第一に、トルコ産ブランケットの迂回防止措置に関する案件(WT/DS168)では、一九九九年に賦課された同産品に対して課されたアンチダンピング税の迂回防止措置の認定手続が争点となった。トルコ政府は、二〇〇一年に発動された迂回防止措置について、その調査段階でトルコ政府に適切な通知がなされなかったのがアンチダンピング協定第五・五条違反だとして55、WTO紛争処理了解にもとづく協議要請を行ったのである56。これと並行して、トルコ政府は南ア国内法に基づきITACに不服申立てを行った。本件で通知がなされなかったのは政治的な判断が働いたためであり、ITACもトルコ政府の主張を認容していったん措置を撤

回した⁵⁷。しかし二〇〇三年十一月には、改めて手続を踏んだ上でITACは同一産品について再び迂回防止措置を発動した⁵⁸。そして、この新しい措置に対してはトルコも異議を提起しなかった。なお二〇〇三年アンチダンピング規則四〇・一条においては、迂回防止措置を含む見直し手続において外国政府へ通知を行うことが明文化された。

第二に、インド製薬品に対するアンチダンピング措置に関する紛争(WT/DS288)では、構成輸出価格の算定その他の認定にアンチダンピング協定違反があるとインド政府が指摘した⁵⁹。これを受けて南ア政府は措置を撤回した。入札市場と店頭市場とを結合させて算定するなどの点に問題があったとはいえ、当初の認定においてもアンチダンピング協定を援用しその解釈を示した上で措置を正当化しており⁶⁰、WTO協定に準拠しようとする姿勢がないわけではない。

以上より、運用に関してたびたび問題が指摘されながらも協議を通じて紛争が処理されており、南アによるアンチダンピング制度がWTO協定違反と認定された例はない。そのかぎりでは、南アのアンチダンピング制度はWTO協定と適合的だと評価することも可能である⁶¹。一九九〇年代後半以降、WTOの場での審査や討議を通してしだいにWTO協定と整合的な運用が確立していったと見ることもできる⁶²。とはいえ、こうした運用は少数のアンチダンピング

担当官によって属人的に維持されているという面もあり、今後定着していくかどうかは不確定である。この点、南ア政府はWTOによるキャパシティ・ビルディングを積極的に利用していく方針である⁶³。

今日において、WTO協定との整合性に関する南アのアンチダンピング制度の最も大きな問題は調査期間および暫定措置発動期間の長期化であり、アンチダンピング協定七・四条に反して九か月を大きく超えて措置を継続したり、当事者からの申請なしに措置を延長したりした例がある⁶⁴。とはいえ、この主たる原因は、調査を完遂するための人的・資金的資源の不足にあると言われ、日常的な運用はこれまで概ねWTO協定と適合した形でなされていると言える。ただし、次節で詳述するように、このような運用の法的基礎は脆弱である。

b 法令の適合性

一九八〇年代までの南アのアンチダンピング法は、GATT暫定適用議定書一条b項の祖父条項にもとづきGATT六条の義務を免れることができた。東京ラウンドのアンチダンピング・コードの規律内容とも適合するものではなかったものの⁶⁵、加入しなかったために拘束されなかった。

その後、十年間の間に急速に改正され、WTO協定に明らかに違背するような規定はなくな

った。ただし、アンチダンピング規則草案十一・一条および十四・一条⁶⁶が削除されたため、ダンピングと損害の間に因果関係を必要とするという一般原則の明文規定がない。また、非市場経済国の取り扱いに関連して定義なしに規定されている「政府介入」概念(ITA法三四条四項)のように、GATT第六条の注釈二に適合しないと一九九六年から南ア政府自身が認めていた⁶⁷規定も残存している。さらに、二〇〇三年アンチダンピング規則一条におけるダンピング価格差の定義上、ゼロイングを行う余地もある。とはいえ、関連法令は全て授權条項であり、関連する国家機関にWTO協定違反を強制する規定はない⁶⁸。

他方で、アンチダンピング協定よりも詳細な規律を及ぼす規定も散見される。たとえば、損害認定の要件は、国内市場における同種の製品の価格への影響を主たる要素としつつ、その他に十三の要素を列挙して加重的に検討する(同十三・一条)。また、産業の確立に対する実質的な遅延にもとづくアンチダンピング措置においては、アンチダンピング措置発動後一年の間に当該幼稚産業に顕著な発展が見られない場合にはアンチダンピング措置が撤回されうると規定された(同十五・三条)。検証に関する報告書も公表され(同十九・二条)、ITACの最終決定のみならず仮決定に対しても司法審査を求めることができる(同六四条)。

いずれにせよ、WTO協定が求めるよりも暖

味で裁量の余地のある文言が多数残されている。

南ア政府の説明によれば、アンチダンピング協定二・二・二一条（通常の商取引に当たらない場合）、二・二・二二条（構成価額の経費等の算定基準）、二・四・一条（通貨の換算）、三・二条（輸入量の増加）、五・五条（申請書公開および関係政府への通知）、五・六条（職権による調査開始）、五・八条（調査の終了）、五・一〇条（調査期間の上限）、六・五・二条（正当な理由がない秘密情報の無視）、六・七条（現地調査）、六・八条（知ることができた事実の利用）、六・十二条（消費者団体への情報提供）、八・一条（価格約束）、八・四條（価格約束と調査の関係）、九・二条（アンチダンピング税の対象）、九・三・二条（税の還付）、九・四條（「その他全て」税率）、十・四條（損害未発生の場合の遡及の制限）、十・六条および十・七条（暫定措置以前への遡及の制限）、十・八条（調査開始日以前への遡及の禁止）、十二・二条（決定の公告）、十二・三条（十条および十一条への準用）、附属書一（現地調査の手続）および附属書二（入手可能な最善の情報）に規定する事項について、法文上はWTO協定の求める条件を満たさない恐れがあるものの行政的または司法的運用によってWTO協定との整合性が確保されるという⁶⁹。特に五・五条、五・八条、五・一〇条、六・八条および附属書二については、具体的な解釈・運用指針を示さず、内部規則によって処理すると通報するにとどま

っている。米国は、これらの内部規則についてもWTOに通報するよう求めた⁷⁰。しかし南ア政府は、当該内部規則はあくまで部内用の文書であり、内容もWTO協定と重複すると言う理由から通報しないと回答した⁷¹。

とはいえ、関税は農工業の育成・振興のために利用するが貿易救済措置はそれとは厳格に区別するという方針であり⁷²、一九九五年以降の行政実務においてもWTO協定と整合的に法令を解釈する姿勢が明確である⁷³。裁判所も、アンチダンピングに関する行政決定に対する独立した司法審査権を行使する⁷⁴。WTO協定は南ア国内法に編入されなかったにもかかわらず⁷⁵、アンチダンピング措置の司法審査の際にWTO協定を参照すると判示した裁判例がある⁷⁶。

全体として、法文の変遷にかかわらず行政裁量の幅が大きいものの、解釈・運用によってWTO協定との適合性を確保することを想定している。これが、南アのアンチダンピング法令の特徴だと言える。

5. SACU共通制度への統合

以上見てきたような南アのアンチダンピング制度が、今日さらにその法的性質および位置づけを変えつつあることにも注意が必要である。その具体的ななきっかけは、二〇〇四年七月十五日に発効した二〇〇二年南部アフリカ関税同盟（SACU）協定にもとづいて構築中のSACU

U共通アンチダンピング制度への統合である（前号1. b. (1)参照）。

SACUは、一八九九年の都市間関税同盟を基礎として当時の南アフリカ連邦と英国の三保護領との間で一九一〇年に締結された、現存する最古の関税同盟である。南アを中心とした経済圏として、各加盟国が植民地から独立した後にも連続性を保ちつつ一九六九年協定へと受け継がれ、南アが国際的に孤立し加盟国間の政治的対立が激しくなった時期も維持された⁷⁷。南部アフリカ地域の経済発展の旗頭として有効に機能していると評価される⁷⁸。そして、南アの民主化の後一九九四年から再び始められた改正作業の成果として、二〇〇二年に新SACU協定が成立した。

それまでの一九六九年SACU協定の主たる規律範囲は、関税および消費税の一律的徴収（一九六九年協定四條十條）とそのプール・再配分（同十四條）、および、域内の貿易自由化（同十五條）であった。その下では、南アが他加盟国の利益に妥当な考慮を払うことを条件として（同五條）⁷⁹、南ア国内法にもとづくアンチダンピング措置が他の四加盟国においても自動的に適用された（同四條）。

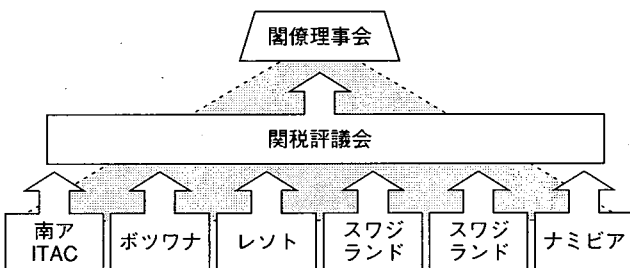
これに対して、南ア民主化後の改正交渉では、SACU内部の意思決定の民主化と制度的発展が図られた。二〇〇二年SACU協定によれば、SACUは国際機構として国際法人格を取得し（二〇〇二年協定四條）、各加盟国の代表から

なる閣僚理事会が最高意思決定機関となる（同八条一項）。その他、委員会・事務局・関税評議会・技術支援小委員会・アドホック裁判所に加えて、加盟国が設ける国内実施機関もSACU制度の一部を構成する（同三部）。アドホック裁判所による最終的かつ拘束力ある裁定を除いて、SACUの意思決定は全会一致でなされる（同十七条）。

主要な規律事項は、域内貿易自由化および共通歳入管理、共通政策（産業政策の共通化および農業政策・競争政策の相互調整）である（同五部一八部）。関税徴収を二元化する一環として、関係国内法制の調和が図られ（同二二条）、域内でのアンチダンピング制度もSACU全体の合意にもとづいて運用される。具体的には、各国の国内実施機関が調査を行ったうえで関税評議会に仮勧告し、さらに関税評議会は閣僚理事会に勧告を行う（同十一条二項）。それを受けて閣僚理事会がアンチダンピング措置の発動を決定する（後掲図1参照）。各国の国内実施機関の認定が相互に矛盾する場合には、関税評議会が調整する。

二〇〇二年SACU協定は、加盟国の批准を経て二〇〇四年七月十五日に発効し、南アにおいては関税消費税法附表十に挿入される形で国内法に編入された⁸⁰。ITACは現行協定にいう国内実施機関にあたり（前号1. b. (1)）、共通アンチダンピング制度の下でもアンチダンピング調査・認定および関税評議会への仮勧告

■図1 SACU共通アンチダンピング制度



を行う。

むろん、南アが経済面と制度面で突出して発展している状況において、共通アンチダンピング制度が十全に機能できるかどうかは不透明である⁸¹。

6. 結

途上国がアンチダンピング法制を拡充する背景には、自国の市場規模が比較的小さいがゆえにダンピングの影響をより大きく受けるという認識があったと考えられる⁸²。なかでも南アに

とっては、経済制裁の解除もあり、一九九〇年代以降に貿易量が急激に増大した。また、WTO協定にもとづく広範な自由化約束を引き受けたのみならず、国内政治体制の変更に伴って産業界・労働界といった国内の利害関係者との関係も流動的だった。こうした背景の下では、アンチダンピング措置への要請が非常に強まったことも不思議ではない。

しかしながら、一九九〇年代の南アは旧来のアンチダンピング制度の抜本的な改正に取り組み、WTO協定と適格的なアンチダンピング制度を確立しようとした。現在のところ、法的基礎が脆弱であるものの概ねWTO協定と適格的だと言える。とはいえ、新制度は始動して日も浅いため、今後の動向を見守る必要がある。

本稿では、このように国内法・政策と対外関係法・政策とが複雑に交錯した動態的な過程を経て今日の南アのアンチダンピング制度が存在し機能していることを示そうとした。今後は、突出した地域経済大国である南アがアンチダンピング制度をSACUへと委譲していく過程も含めたさらに包括的な分析視角が必要であろう。

※本稿は京都大学大学院法学研究科助手在職中に執筆した。現在または過去の所属機関の見解を反映するものではないことを念のため付記する。

- 1 Zanardi, M. (2004), Anti-dumping: What are the Numbers to Discuss at Doha?, 27 WORLD ECONOMY, 404.
- 2 ノーベル賞・ノーベル賞・ノーベル賞
輸出補助金を含む多様な「破壊的競争」に対抗する目的で、輸入価格に相当する「参考価格」への間の差額に相当する課税される特殊関税である。国内産業者からの申請に基づいて調査がなされるものの「参考価格」の算定自体に裁量があるため、課税率については異なる裁量を使用する余地がある。「参考価格」については、先進国の価格が用いられる。Belli, Finger & Ballivian (1993), A Review of Trade Policies, INFORMAL DISCUSSION PAPER ON ASPECTS OF THE ECONOMY OF SOUTH AFRICA (World Bank: Southern Africa Department), No. 4 (September 1993), at 2-4 & 7; Bleaney, M., A. Hirsch, M. Holden & C. Jenkins (1999), South Africa, in REGIONAL INTEGRATION AND TRADE LIBERALIZATION IN SUB-SAHARAN AFRICA, Vol. 2 (Oyejide, Ndulu & Greenaway eds, Macmillan), 445 [note 9].
- 3 暫定トヨタ・トヨタの輸入税の賦課率をめぐり、例外的な場合は、普請（ノター）をめぐり発動した事後の半年次報告書の「一般的情報」欄に記載されたものである。BTI Annual Report 1986, 23 [para. 84]; BTI Annual Report 1995, 10 [para. 51]
- 4 Brink, G. (2002), Anti-Dumping and Countervailing Investigations in South Africa (Gosh Trading), xi.
- 5 トヨタ・トヨタ・トヨタ・トヨタ・トヨタ
格で参加した。GATT (1993), Trade Policy Review: the Republic of South Africa, 1993, vol. I, at 47 & 84.
- 6 Brink (2002), supra; de Lange, R. (2003), BUSINESS GUIDE TO TRADE REMEDIES IN SOUTH AFRICA AND THE SOUTHERN AFRICAN CUSTOMS UNION: ANTI-DUMPING, COUNTERVAILING AND SAFEGUARDS LEGISLATION, PRACTICES AND PROCEDURES (UNCTAD/WTO International Trade Centre), 44; Zanardi (2004) のトヨタの輸出税の賦課率である。
- 7 参事会による記号参照。Brink (2002), supra, Annexes 7-10; de Lange (2003), Parts 7.3.6 & 7.3.7.
- 8 de Lange (2003), supra, 2; Zanardi (2004), supra, 425; Brink (2002), supra, 3.
- 9 Finger, J. M., F. Ng & S. Wangchuk (2001), ANTIDUMPING AS SAFEGUARD POLICY (World Bank Working Paper Series No. 2730), 13.
- 10 WTO (2003), Report by the Secretariat, Trade Policy Review of the Southern African Customs Union, WT/TPR/S/114 (March 24, 2003), Part III, para. 36. See also WT/TPR/M/114 (11 June 2003), paras. 20 & 28.
- 11 Holden, M. (2002), Anti Dumping: A Reaction to Trade Liberalisation or Anti Competitive?, 70(5) SOUTH AFRICAN JOURNAL OF ECONOMICS, 919-920. WT/TPR/M/114/Add.1 (11 June 2003), 38.
- 12 一九八一年から二〇〇一年の期間で見ると一八件である。Zanardi (2004), supra, 425.
- 13 G/ADP/N/119/ZAF (21 July 2004).
- 14 WTO ANNUAL REPORT 2004, 47.
- 15 WT/TPR/M/114, para. 47.
- 16 WT/TPR/S/114, Part III, para. 36 [p. 35].
- 17 National Treasury of the Republic of South Africa (2004), ESTIMATES OF NATIONAL EXPENDITURE 2004, 901.
- 18 de Lange (2003), supra, 5.
- 19 Holden (2002), supra, 926; Finger et al (2001), supra, 18.
- 20 de Lange (2003), supra, 5.
- 21 de Lange (2003), supra, 2; Brink (2002), supra, 3.
- 22 See REPORT OF THE COMMITTEE ON TRADE AND DEVELOPMENT, adopted on 26 November 1971, BISD 18S/62-70, para. 14 (April 1972); DEBATES OF THE NATIONAL ASSEMBLY OF SOUTH AFRICA, 5 April 1995, column 629.
- 23 Viner, J. (1923), DUMPING: A PROBLEM IN INTERNATIONAL TRADE (University of Chicago Press), 212.
- 24 Plant, A. (1931), the Anti-Dumping Regulations of the South African Tariff, 31 ECONOMICA, 101 & 102.
- 25 Brink, G. (2003), ANTI-DUMPINGVERSLAE, トヨタが二〇〇三年十一月に提出した

非公式リストであり、ランチタン・マンタルと亜鉛の
れびるなごの今日の社会からすればランチタ
ン・マンタルと亜鉛の価格の急激な暴落は、
氏の言葉をたどって記述したものであろう。

- 80 Kitagawa, K. (2003), Japan's Trade with South Africa in the Inter-War Period: A Study of Japanese Consular Reports, in JAPAN AND SOUTH AFRICA IN A GLOBALISING WORLD (C. Alden & K. Hirano eds., Ashgate), 37.
- 81 Richards, C. S. (1940), THE IRON AND STEEL INDUSTRY IN SOUTH AFRICA (Withwatersrand University Press), 412; Dale, R. (1980), ANTI-DUMPING LAW IN A LIBERAL TRADE ORDER (McMillan), 148.
- 82 GATT (1957), INTERNATIONAL TRADE 1956, GATT Sales No.: GATT/1957-2, at 205; 石田 謙太郎『ガタール：分析と展覧』（日本経済研究社一九五九）一三三頁。
- 83 GATT (1958), ANTI-DUMPING AND COUNTERVAILING DUTIES, GATT Sales No.: GATT/1958-2, at 14; GATT (1959), ANTI-DUMPING AND COUNTERVAILING DUTIES: ADDITIONS AND CORRECTIONS TO THE REPORT OF THE GATT SECRETARIAT OF JULY 1958, MGT(59) 122, at 5.
- 84 Scheepers, C. F. (1982), The International Trade Strategy of South Africa, 50 SOUTH AFRICAN JOURNAL OF ECONOMICS, 22-23.
- 85 Replies of the South African Government to the questions posed by Argentina, Australia, EC, Hong Kong, India and US, G/ADP/W/395, 1; Brink (2002), supra 4.
- 86 Stewart, T. ed. (1994), THE GATT URUGUAY ROUND (Kluwer Law and Taxation), Vol. II, Annex I.
- 87 GATT (1993), supra, vol. I, at 86.
- 88 GATT (1993), supra, vol. I at 44-45, 63 & 68; Ibid, vol. II, at 3, 4, 136, 141, 143 & 146.
- 89 WT/TPR/M/34 (15 December 1998), paras. 77, 85, 102 & 231; WT/TPR/M/114 (11 June 2003), paras. 18, 20, 28 & 35; WTO ANNUAL REPORT 1998, at 170; WTO ANNUAL REPORT 1999, at 59; WTO ANNUAL REPORT 2004, at 89.
- 90 WT/TPR/M/114/Add.1, 38.
- 91 一七〇〇年代の通関手続の調査と通関手続の近代化 (2002), supra, 920 [Table 5].
- 92 GATT (1993), supra, vol. I, 44; ibid, vol. II, 145; BTT Annual Report 1996, 6 [para. 19]; ibid, Annexure II, 1; BTT Annual Report 1997, 5.
- 93 Brink (2002), supra, 4; Jonsson, G. & A. Subramanian (2000), DYNAMIC GAINS FROM TRADE: EVIDENCE FROM SOUTH AFRICA (IMF Working Paper, WP/00/45), 6; Cassim, R., D. Onyango & D. E. van Seventer (2002), THE STATE OF TRADE POLICY IN SOUTH AFRICA (Trade and Industrial Policy Strategies, Houghton), 10.
- 94 Blumberg, L. (1996), South Africa, in ANTI-DUMPING UNDER THE WTO: A COMPARATIVE REVIEW (K. Steele ed., Kluwer), 219; Gillespie, G.-M. (1996), An Analysis of the Current Position Regarding Anti-Dumping Law and Procedures in South Africa, LLM thesis (1996) stored in the Law Library of the University of Cape Town, DH343.0870968 GILL (97/1299), 34; Decision of the Competition Tribunal in the large merger between Iscor Limited and Saldanha Steel (Pty) Ltd, Case No: 67/LM/Dec01, at para. 153 (4 April 2002).
- 95 Brink (2002), 327; See the Replies to the Question 11, 18 and 19, G/ADP/Q1/ZAF/5; G/SCM/Q1/ZAF/5 (22 April 2004).
- 96 Petersen, C. C. D. (1996), African Dumping Grounds: South Africa's Struggle Against Unfair Trade, 14 BOSTON UNIVERSITY INTERNATIONAL LAW JOURNAL, 398 & 401.
- 97 Zanardi (2004), supra, 425.
- 98 Statement by the Minister of Trade and Industry, DEBATES OF THE NATIONAL ASSEMBLY OF SOUTH AFRICA, 5 April 1995, column 622; Statement by the SACU Representative, WT/TPR/M/114, para. 47. See also the Reply by the Government of South Africa, WT/TPR/M/114/Add.1, 38; WT/BOP/R/1 [Report on the 1995 Consultations with the Republic of South Africa], Annex I, para. 9 (15 June 1995).
- 99 一九九二年から一九九五年まで、南アフリカは他の主要通貨に対する実質実効為替レートの急激な暴落を経験した。Association of Banks of South Africa (2002), SOUTH AFRICA

- CA'S FOREIGN TRADE, 2002 EDITION (SA Financial Sector Forum), at 4; Cassim, Onyango & van Severter (2002), *supra*, 67.
- 46 トンカーシー教授 (ITA) 委員長・二〇〇四年三月九日・フレートリンにおけるインタビューおよびデニス・ルマン氏 (フランススウォーターハウス) ストーリース・二〇〇四年三月十六日・フレートリンにおけるインタビュー) の指摘にちなむ。他方、輸入増加に対抗する点を見ればむしろ大抵給着に対抗する点で理解せざるを得ない。
- Prusa, T. & S. Skeath (2002), *The Economic and Strategic Motives for Antidumping Filings*, 138 *Welwirtschaftliche Archiv*, 389-413.
- 47 Gillespie (1996), 22 & 23.
- 48 西浦昭雄「南アフリカ産業政策の展覧：雇用問題解決への視点から」『南アフリカ研究』四九号(一九九六) 四〇-四一頁。See also Roberts, S. (2003), *A big steal? The South African Steel Industry and Appropriate Industrial Policy for Large-scale Industry under Internationalisation*, CSID RESEARCH PAPER (University of the Witwatersrand, November 2003), 2 & 10, available at www.wits.ac.za/sebs/csld/steel_article3.pdf.
- 49 BTT Annual Report 1996, Annexure II, 4.
- 50 GATT (1993), *supra*, vol. I, 172.
- 51 The National Archives of the United Kingdom: Public Record Office, BT 241/1663.
- 52 Note of the Meeting at the Palais des Nations, Geneva on 5th April, 1966 to discuss with the South African Delegation to the GATT 23rd Session Anti-Dumping Duties on Hong Kong, 14 April 1966, *ibid*, BT 241/1663/12a.
- 53 Note of a Meeting held in Mr. J. F. Wearing's room at 4.15 p.m., 30 January, 1967, *ibid*, BT 241/1663.
- 54 G/ADP/M/4 (21 February 1996), G/ADP/M/7 (2 October 1996), G/ADP/M/10 (24 September 1997), G/ADP/M/13 (10 March 1999), G/ADP/M/15 (14 March 2000), G/ADP/M/17 (9 April 2001), G/ADP/M/18 (21 November 2001), G/ADP/M/25 (9 March 2004), G/ADP/W/412 (18 November 1999).
- 55 BTT REPORT No. 4132 (12 November 2001), Section 1.5.1.
- 56 WT/DSS288/1 (15 April 2003).
- 57 ITAC REPORT No. 25 (2003).
- 58 2003 GOVERNMENT GAZETTE 24876 (2003).
- 59 WT/DS168/1 (13 April 1999), 1.
- 60 BTT REPORT No. 3799 (10 September 1997).
- 61 WT/TPR/M/114/Add.1, 38.
- 62 See Cohen, T. (2001), *Domestic Policy and South Africa's Commitments under the WTO's Basic Telecommunications Agreement: Explaining the Apparent Inertia*, 4 *JOURNAL OF INTERNATIONAL ECONOMIC LAW*, 753.
- 63 BTT Annual Report 1996, Annexure II, 7; Brink (2002), *supra*, 22.
- 64 Brink (2002), *supra*, 217-218 & 234; de Lange (2003), *supra*, 36.
- 65 GATT (1993), *supra*, vol. I, 85 [note 140].
- 66 BTT General Notice 854 of 2003, 24600 GOVERNMENT GAZETTE (28 March 2003), 40-42.
- 67 G/ADP/W/395, 21.
- 68 G/SG/W/176, 2; WT/TPR/S/36, para. 26. 各特種トランシタクション法は特殊な裁量規定の存在を認める。Trendelenburg, F. A. (1927), MEMORANDUM ON THE LEGISLATION OF DIFFERENT STATES FOR THE PREVENTION OF DUMPING, WITH SPECIAL REFERENCE TO EXCHANGE DUMPING (the League of Nations), 18.
- 69 Replies to the Questions 2, 3, 4, 8, 9, 10, 12, 14, 17, 18, 19, 21 & 23 posed by EC, G/ADP/Q1/ZAF/4; Replies to the Questions 1(b), 8, 9, 10, 11, 15, 16, 18, 19, 22 & 29 posed by US, G/ADP/Q1/ZAF/5.
- 70 G/ADP/Q1/ZAF/6, para. 1; G/ADP/M/25, para. 10.
- 71 G/ADP/M/26 (15 September 2004), paras. 13 & 17.
- 72 BTT Annual Report 1998, 8; BTT Annual Report 1997, 5.
- 73 土教一〇五。ITA コメント・タリフと通関手(新註) トリントン氏のコメント(二〇〇四年三月十二日・ペンタゴン) は各コメント同様の感嘆が述べられた。
- 74 G/ADP/AHG/W/165 (18 October 2004), 4.
- 75 土教一〇五(5)参照。これに対し一九四七年GATTには「輸入法にのみならず国内法上も効力を及ぼす」と The Geneva General Agreement on

Tariffs and Trade Act, 1948, Act No. 29 of 1948.

76 The Chairman of the Board on Tariffs and Trade v. Brenco, 2001(4) SA 511, at 526 (Supreme Court of Appeal, 25 May 2001): "[t]he point is not that BTT was obliged as a matter of law to comply with the two international agreements in question but that international practice is of some assistance in assessing the fairness of the practices of BTT in conducting anti-dumping investigations."

77 McCarthy, C. (2003), The Southern African Customs Union in Transition, 102 AFRICAN AFFAIRS, 606.

78 Gibb, R. (1997), Regional Integration in Post-Apartheid Southern Africa: The Case of Re-negotiating the Southern African Customs Union, 23 JOURNAL OF SOUTHERN AFRICAN STUDIES, 67.

79 一九九五年BTTの法案の国会審議の際に、下院特別委員会の要請に従って通産省は、法案を他のACD加盟国に通知し意見を募り、利害の調整を図った。DEBATES OF THE NATIONAL ASSEMBLY OF SOUTH AFRICA, 5 April 1995, column 622.

80 South African Revenue Service Notice No. R. 800, 26537 GOVERNMENT GAZETTE (2 July 2004).

81 McCarthy (2003), supra, 605.

82 DEBATES OF THE NATIONAL ASSEMBLY OF SOUTH AFRICA, 5 April 1995, column 625.

保税ハンドブック

好評発売中!

定価・2,835円(税込) 送料:290円

改訂4版

本書では、保税制度の概要、保税関係の細部にわたる具体的手続等を体系的に理解して頂けるように分かりやすく解説し、項目ごとに関係法令、通達を可能な限り収録しております。携帯に便利な「保税関係小六法」としてご利用頂けます。

改訂内容

- ①「概要」編の見直し—制度の概要を総論的にまとめた「概要」編と保税手続の細部について詳説した「実務」編に整理・再編成。
- ②「保税手続の情報処理」編の追加—NACCSを利用した保税関係手続の増加及びCuPESを利用した保税関係申請手続の導入に伴い、第7編「保税手続の情報処理」を追加。
- ③図解の挿入—保税の各制度について更なる理解を深めてもらうために、図解を追加。
- ④制度改正事項—保税関係諸制度に係る法令・通達改正事項を折り込み、収録内容をアップデート。

発行: (財)日本関税協会

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-7-8 地引第2ビル8F

TEL:03-3263-7221 FAX:03-3263-7345 <http://www.kanzei.or.jp/>